また、本件事業の事業計画は、三郷市に係る区間については昭和44年５月24日に、東京都葛飾区及び松戸市に係る区間については昭和44年５月20日に、市川市に係る区間については昭和44年５月31日にそれぞれ都市計画決定され、その後、三郷市に係る区間については昭和60年10月１日に、東京都葛飾区に係る区間については平成10年７月17日に、松戸市及び市川市に係る区間については平成８年12月20日にそれぞれ変更決定された都市計画と、北下遺跡の現地保存に伴い自転車歩行車道の設置位置を変更した箇所、掘割構造から蓋かけ構造へ変更した箇所等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本件一般国道部事業の施行に伴う県道の付替工事並びに本件高速自動車国道部事業の施行に伴う市道及び下水道の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件一般国道部事業については、県道等の交通混雑をできるだけ早期に緩和し、沿線地域における安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められ、本件高速自動車国道部事業については、できるだけ早期に首都圏の交通混雑の緩和や物流の円滑化等を図る必要があると認められる。

また、沿線の松戸市長や市川市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　千葉県松戸市役所及び市川市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地

１　第２の１に係る事業

千葉県松戸市中矢切字杉ノ内及び字向台、三矢小台二丁目、下矢切字東台並びに三矢小台一丁目地内

千葉県市川市北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目、中国分五丁目、堀之内二丁目、堀之内一丁目、中国分一丁目、国分七丁目、国分六丁目、国分五丁目、東国分二丁目、東国分一丁目、国分一丁目、国分二丁目、菅野六丁目、菅野三丁目、菅野二丁目、平田二丁目、平田三丁目、平田四丁目、大和田四丁目、大和田三丁目、大和田一丁目、稲荷木三丁目、鬼高四丁目、田尻一丁目、鬼高三丁目、田尻二丁目、田尻五丁目及び高谷二丁目地内

２　第２の２に係る事業

千葉県松戸市中矢切字杉ノ内及び字向台、三矢小台二丁目、下矢切字東台並びに三矢小台一丁目地内

千葉県市川市北国分一丁目、北国分三丁目、中国分五丁目、堀之内二丁目、堀之内一丁目、中国分一丁目、国分七丁目、国分六丁目、国分五丁目、国分一丁目、菅野六丁目、菅野三丁目、菅野二丁目、平田二丁目、平田三丁目、平田四丁目、大和田四丁目、大和田三丁目、大和田一丁目、稲荷木三丁目、鬼高四丁目、田尻一丁目、鬼高三丁目、田尻二丁目、田尻五丁目及び高谷二丁目地内

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４０７号

茨城県つくば市上横場728番地１

債務者　土屋　浩二

１　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４０９号

茨城県つくば市自由ケ丘821番地107

債務者　木内　智子

１　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４１６号

茨城県稲敷郡阿見町うずら野２丁目24番地33　櫛田住宅Ｂ－２

債務者　石塚みよ子

１　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２４８号

名古屋市西区中沼町235番地　平田荘９棟207号

債務者　牧野　謙治

１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８９号

愛知県一宮市中町２丁目８番10号　ハイツアーサー201号

債務者　森平健太郎

１　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５０７号

愛知県一宮市開明字馬保里92番地２

債務者　柴垣　智春

１　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４２０号

香川県高松市香川町大野2200番地　県住18―206

債務者　尾形　　明

１　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時10分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで

高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４２１号

香川県高松市香川町大野2200番地　県住18―206

債務者　尾形小百合（旧姓鶴身）

１　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時10分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで

高松地方裁判所破産・再生係